

工 事 検 査 の 概 要

令 和 5 年 度

盛岡市財政部契約検査課
工事指導検査室

は じ め に

工事契約検査業務の執行に際しましては、日頃から御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、盛岡市の工事発注の入札は、繰越やゼロ市債等の活用等による工事の早期発注と発注の平準化に努めた結果、近年、不調や不落の発生は落ち着いております。今後においても取り組みを継続し、更なる受注率の向上を図ってまいります。

また、事業の内容に応じてプロポーザル方式により設計と施工を一体とした工事の発注を行うとともに、総合評価落札方式競争入札については技術評価項目の見直しや手続きの効率化を行い参加し易い制度とするなど、多様な発注方法への取組みも進めてまいります。

市が発注した工事の契約件数は、令和2年度から令和4年度までは複数年契約工事や合併工事の増加により、200件前後で推移してきましたが、令和5年度の契約件数は、前年度の218件より42件少ない176件となりました。

平成26年に、将来にわたる公共工事の品質とその中長期的な担い手の確保を目的として「公共工事の品質の確保の促進に関する法律」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」および「建設業法」のいわゆる担い手三法が改正され、積算能力の無い業者の受注やダンピング受注の防止など、適正な発注による工事品質の確保を図られております。さらに、令和元年には、相次ぐ災害を受け「地域の守り手」としての建設業への期待、建設業の長時間労働の是正、生産性の向上など、新たな課題や引き続き取り組むべき課題に対応すべく「新・担い手三法」として、再び三法が改正されました。

建設業においては、令和6年4月から、時間外労働の罰則付き上限規制が適用されており、週休二日制や休日の確保などライフワークバランスに配慮した工事や、i-Constructionによる安全で効率的な施工、さらには建設キャリアアップシステムの構築による技能労働者の処遇改善とその育成などにより若者や女性が就業しやすい環境を整備するなど様々な取組みが進められています。

本市においても、工事成績評定において職場環境の整備や週休二日制の取組みなどを評価の対象に加えたほか、盛岡市優良建設工事表彰の対象を下請業者まで広げ、特に優れた工事を施工した受注者等を表彰することで、建設業者の技術及び意欲の向上を図ると共に、建設業が地域社会で果たす役割の重要性を広く示し、建設工事のイメージアップを図るなどの取組みを行っています。

この度、令和5年度の本市における工事の発注状況や検査及び工事成績評定の結果などをまとめた「工事検査の概要」を作成しましたので、業務等の参考にしていただければ幸いです。

令和6年5月

財政部契約検査課工事指導検査室

目 次

1	工事検査の概要	1
2	組織及び沿革	2
3	検査実施状況	3
	(1) 検査件数と請負金額	
	(2) 検査実施状況	3
	第1表 検査件数及び請負金額	
	第1図 年度別完成検査推移状況	
	第2表 請負金額別工事担当課別完成検査集計表	4・5
	(3) 検査内容について	6・7
	第3表 月別工事担当課別検査件数集計表	
	第4表 業種別完成検査集計表	8
	第5表 年度別完成検査集計表	
	(4) 評定結果について	9
	ア 工事成績評定点の分布状況	
	第2図 工事成績評定点の分布	
	第6表 ランク別評定点集計表	10
	第3図 ランク別評定点の分布 (全体・土木・建築)	
	イ 工種別評定点の分布	
	第4-1図 工種別評定点の分布 (土木関係工事)	11
	第4-2図 工種別評定点の分布 (建築関係工事)	12
	(5) 各課別完成検査件数・契約額・工事成績等について	13
	第7表 各課別完成検査集計表	
4	考察	14
	(1) 減点対象工事について	
	(2) 総合評価落札方式による工事について	
	(3) 工事検査での主な指示事項	
	(4) その他の指摘事項	15
	(5) 工事成績評定点の推移	16
	第5図 工事成績評定点の推移	
	(6) 優良工事 (Bランク以上) の割合の推移	
	第6表 優良工事の割合の推移	
	(7) 請負率と工事評定点	17
5	その他の検査	18
	(1) 財政部長が必要と認める中間検査	
	(2) 小規模工事の完成検査	
	別表	19・20

1 工事検査の概要

(1) 工事検査の目的

工事検査は、地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規程により市が発注した工事について契約の適正な履行を確保し、工事目的物の完了を確認するために実施するものである。

検査の内容については、工事が出来形、品質、機能等について契約設計図書どおり実施され、工事の目的が達成されているかを確認することとしている。

また、工事品質の向上を目的として要領に基づき工事の成績評定を実施している。

工事の品質には、施工過程の中での安全性、工程管理、環境保全、施工状況及び施工体制等の「工事という行為そのものの品質」があり、「工事目的物の品質」との双方について評価を行っている。

(2) 検査対象

工事請負額 130 万円以上の請負工事及び 130 万円未満で契約検査課長が特に必要と認める工事（業務委託契約等は対象としない。）

(3) 検査の種類

- ①完成検査 請負工事が完成した旨を受けて、完成を確認する検査
- ②指定部分検査 設計図書において請負工事の完成に先立って引渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合において、当該部分の完了を確認する検査
- ③出来形検査 請負工事の完成前に、出来形部分並びに工事現場に搬入済みの工事材料及び製造工場等にある工場製品の代価の一部を支払う必要がある場合において、工事の既済部分を確認するための検査（引渡しは受けない。）
- ④中間検査 請負工事の施工途中において、完成時に出来形又は品質について確認できない内容について必要に応じて行う検査（引渡しは受けない。）

(4) 検査の種別

- ①執行検査 財政部長が指名する工事指導検査室の検査員が実施する検査
- ②委託検査 工事の担当部長の同意を得て財政部長が指名する工事担当課以外の職員が検査員として実施する検査
他の法令の規定等により検査を行う者が定められている工事や、検査の集中等により工事指導検査室では対応できない工事を対象に行う。

(5) 完了基準

工事が工期限内に完成し、完成検査によって工事目的物が設計図書に適合していることが確認されれば完成と認められ完了となる。

(6) 工事成績の不良

工事成績評定点が 50 点未満の場合は、盛岡市競争入札参加資格者に対する指名停止基準により指名停止の措置が適用される。

2 組織及び沿革

(1) 組織

＜平成8年度まで＞

総務部長 — 工事検査室長 — 主 幹 — 副主幹
主 任

＜平成9～16年度＞

財政部長 — 契約検査課長 — 工事検査主幹 — 工事検査副主幹
工事検査主査

＜平成17年度～平成24年度＞

財政部長 — 契約検査課長 — 工事検査室長 — 副主幹
副主幹

＜平成25年度～＞

財政部長 — 契約検査課長 — 工事指導検査室長 — 副主幹又は主査
(設計積算監理担当) — 主査
副主幹又は主査
(工事検査担当) — 主査又は主任
主査又は主任

(2) 沿革

- S63. 4. 1 総務部に工事検査室を創設
- 7. 1 請負工事検査要領、工事成績評定要領の制定
- H2. 8. 1 請負工事監督要領の制定
- H6. 1. 24 請負工事検査基準の制定
- 4. 1 建設工事検査の手引きを作成
- H13. 4. 1 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」施行
- H14. 3. 1 請負工事検査要領の改正
請負工事成績評定要領の全部改正
- H15. 2. 24 工事成績評定マニュアルを作成
- H17. 4. 1 「公共工事の品質確保の促進に関する法律」施行
組織機構改革 財政部契約検査課工事検査室に組織替え
- 5. 2 請負工事成績評定要領の改正
- 11. 4 請負工事検査基準の改正
- 11. 8 請負工事監督要領の改正
- H22. 4. 1 上下水道部統合により、請負工事検査基準、工事評定様式及び工事評定マニュアルを一部改正
盛岡市上下水道局検査事務等に係る要領、水道布設工事監督要領及び上下水道局成績評定等に係る要領の制定並びに上下水道部局工事検査の工事検査室での一元化
- H23. 5. 23 請負工事検査要領、請負工事監督要領の改正
- H25. 3. 19 設計図書の審査事務取扱要領の制定
請負工事監督要領、請負工事成績評定要領の改正
- H25. 4. 1 組織機構改革 契約検査課工事指導検査室に組織替え
検査業務に加え、工事及び建設関連業務委託の設計図書の審査を実施
- H26. 6. 4 担い手三法（品確法、入契法、建設業法）の改正、公布
- H27. 3. 30 盛岡市優良建設工事表彰要綱、同実施要領の制定
- H27. 4. 1 工事成績評定書の改正
- R2. 8. 24 盛岡市優良建設工事表彰要綱、同実施要領の改正（優良下請業者表彰の創設）
- R4. 7. 26 盛岡市優良建設工事表彰要綱、同実施要領の改正
(優良下請業者抽出要件の緩和等)

3 検査実施状況

(1) 検査件数と工事金額

令和5年度における工事検査の総数は243件で検査区分別では完成検査181件、出来形検査13件、中間検査（指定部分検査を含む）49件であり、前年度と比較すると検査総数で17件の減、完成検査工事金額では約124億2千万円となり、約6億7千万円の増額となった。

完成検査件数の推移は、令和5年度は、令和4年度より25件少ない181件となり、過去10年で最も少ない件数となった。大規模工事や合併工事の実施、契約済み工事の翌年度繰越の増による影響と考えられる。

工事金額は、令和元年度から3年度にかけては、学校関連の空調設備設置工事、小学校や中学校等の校舎大規模改修工事や旧三ツ割清掃工場の解体工事等の大型工事の実施により、平成30年度以前に比べ高水準で推移していた。令和4年度は、前年度と比較し約17億円の減となったが、令和5年度は、令和4年度に比べ約7億円多い124億円となり、高い水準を維持している。

（第1表、第1図参照）

完成検査における金額別工事件数は、6千万円以上が70件で全体の約39%（令和4年度は69件、約33%）、6千万円未満の工事が111件で約61%（令和4年度は137件、約67%）を占めている。（第2表参照）このように、令和5年度は前年度に比べ、6千万円未満の工事が26件減少し、6千万円以上の比較的規模が大きい工事は1件増加し、全体では25件減少した。

(2) 検査実施状況

工事検査は、依然として年度末に集中しており、令和5年度第4四半期における検査件数は全検査件数243件に対し139件と半数を超える約57%（令和4年度は260件中148件、約57%）を占め、特に3月における検査件数は90件と全検査件数の約37%（令和4年度は116件、約45%）に及んでおり完成検査の平準化が課題となっている。

なお、水道施設工事の検査については、水道法により水道技術管理者の関与が必要なことから委託検査としており、令和5年度の水道施設工事の委託検査件数は48件であり、全検査件数の約20%（令和4年度は58件、約22%）を占めている。

年度末における工事検査の集中は適正な検査執行の妨げになることから、検査の平準化を図るためにも、繰越の実施による適正な工期の確保と、ゼロ市債、ゼロ国債等の債務負担行為の積極的な活用による早期発注及び早期完成に努める必要がある。（第3表参照）

第1表 検査件数及び工事金額

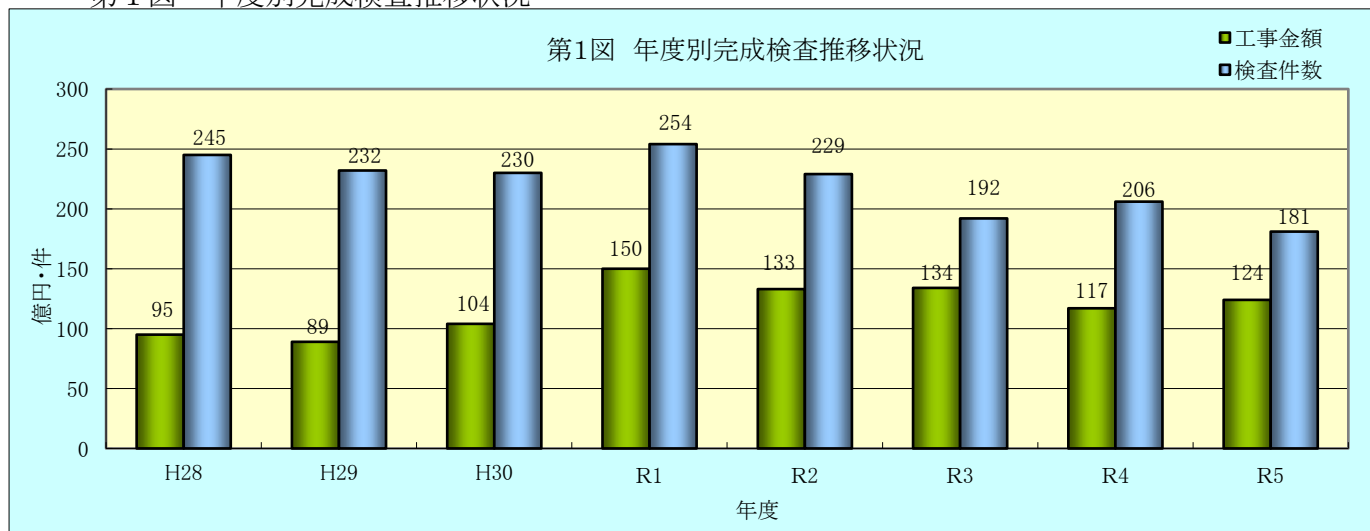
（件、百万円）

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
検査件数	完 成	245(55)	232(47)	230(50)	254(53)	229(47)	192(54)	206(54)	181(46)
	出 来 形	0(0)	8(3)	6(4)	6(2)	17(3)	11(3)	13(4)	13(2)
	中 間	44(0)	35(0)	32(0)	56(0)	54(1)	38(1)	41(0)	49(0)
	計	289(55)	275(50)	268(54)	316(55)	300(51)	241(58)	260(58)	243(48)
工事金額	執行検査	7,712	7,303	8,394	13,005	9,747	10,375	8,841	9,228
	委託検査	1,810	1,641	2,024	2,046	3,524	3,042	2,911	3,189
	計	9,522	8,944	10,418	15,051	13,271	13,417	11,752	12,417

※（ ）内の数値は委託検査件数で内数

※工事金額は完成検査の合計額で、出来形検査等を含まない。

第1図 年度別完成検査推移状況



第2表 請負金額別工事担当課別完成検査集計表

No.1

		130万円以上 1,500万円未満	1,500万円以上 3,500万円未満	3,500万円以上 6,000万円未満	6,000万円以上 8,000万円未満	8,000万円以上 1億円未満	1億円以上	計
クリーンセンター	件 数							
	内繰越							
廃棄物対策課	件 数		1	1				2
	内繰越							
農政課	件 数							
	内繰越							
林政課	件 数		2					2
	内繰越							
道路管理課	件 数	2	1	3		1	2	9
	内繰越			1		1	1	3
道路建設課	件 数	6	4	6	1		3	20
	内繰越	1		1	1			3
交通政策課	件 数	2						2
	内繰越							
河川課	件 数	1	1	1				3
	内繰越							
建築住宅課	件 数	1	7	10	10	1	11	40
	内繰越		1	2	2		7	12
公園みどり課	件 数	3	2					5
	内繰越		1					1
盛岡南整備課	件 数	1	1	3		3	3	11
	内繰越		1	1		1	1	4
市街地整備課	件 数	1	1	1	1		2	6
	内繰越			1			1	2
上下水道部 下水道整備課	件 数	3	5	4	5	3	3	23
	内繰越	1	1	1	2	2	2	9

第2表 請負金額別工事担当課別完成検査集計表

No.2

		130万円以上 1,500万円未満	1,500万円以上 3,500万円未満	3,500万円以上 6,000万円未満	6,000万円以上 8,000万円未満	8,000万円以上 1億円未満	1億円以上	計
上下水道部 下水道施設管理課	件 数	1	1	1			4	7
	内繰越						1	1
上下水道部 水道建設課	件 数	8	2	9	4	2	10	35
	内繰越	1	1	4	1		5	12
上下水道部 水道維持課	件 数	1	4	2				7
	内繰越							
上下水道部 浄水課 ・ 新庄浄水場	件 数	2	1			1		4
	内繰越	1				1		2
玉山総合事務所 建設課	件 数	2	2	1				5
	内繰越	1						1
上下水道局玉山 事務所	件 数							
	内繰越							
危機管理防災課	件 数							
	内繰越							
計	件 数	34	35	42	21	11	38	181
	内繰越	5	5	11	6	5	18	50
	割 合	19%	19%	23%	12%	6%	21%	100%

(3) 検査内容について

令和5年度における検査内容の詳細については、第3表、第4表及び第5表を参照願います。

第3表 月別工事担当課別検査件数集計表

No.1

	検査月	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		小 計			合計	
	検査種別	執行	委託	執行	委託	執行	委託	執行	委託	執行	委託	執行	委託	執行	委託	執行	委託	執行	委託	執行	委託	執行	委託	執行	委託	執行	委託	計		
クリーンセンター	完成																													
	出来形																													
	中間																													
廃棄物対策課	完成																	2								2		2		
	出来形																													
	中間																													
農政課	完成																													
	出来形																													
	中間																													
林政課	完成												1		1											2		2		
	出来形																													
	中間																													
道路管理課	完成					1		1				1			3		1				1		1			9		9		
	出来形																													
	中間																													
道路建設課	完成					1		1					1		2		2				1		12			20		20		
	出来形																													
	中間																													
交通政策課	完成												1											1		2		2		
	出来形																													
	中間																													
河 川 課	完成									1														2		3		3		
	出来形																							1		1		1		
	中間																													
建築住宅課	完成							1				2		3		4		1		5		7		17			40		40	
	出来形																			3				2		5		5		
	中間							1				2		8				6		5				2		24		24		
公園みどり課	完成												1						1		2		1			5		5		
	出来形																							1		1		1		
	中間																													
盛岡南整備課	完成			1		1				1								1		1		2		4			11		11	
	出来形			1																				1		2		2		
	中間					2				3		1		1				1		1						9		9		
市街地整備課	完成							1										2						3			6		6	
	出来形																													
	中間	1		1									2		1									4		9		9		
上下水道部 下水道整備課	完成	1		1				4		1		1						1				3		11			23		23	
	出来形																													
	中間	1				1							1		1				3							7		7		

第3表 月別工事担当課別検査件数集計表

No.2

	検査月	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		小 計			合計
	検査種別	執行	委託	執行	委託	執行	委託	執行	委託	執行	委託	執行	委託	執行	委託	執行	委託	執行	委託	執行	委託	執行	委託	執行	委託	執行	委託	計	
上下水道部 下水道施設 管理課	完成											1										4		2		7		7	7
	出来形																												
	中間																												
上下水道部 水道建設課	完成				1		1		1		1		2		2		3		4				5		15		35	35	37
	出来形																					1		1		2	2		
	中間																												
上下水道部 水道維持課	完成																	1				1		5		7	7	7	
	出来形																												
	中間																												
上下水道部 浄水課・ 新庄浄水場	完成																			1		1		2		4	4	4	
	出来形																												
	中間																												
玉山総合事務所 建設課	完成					1										2						1		1		5		5	5
	出来形																												
	中間																												
上下水道局 玉山事務所	完成																												
	出来形																												
	中間																												
危機管理防災課	完成																												
	出来形																												
	中間																												
新産業拠点 形成推進事務局	完成																											1	
	出来形																							1		1			1
	中間																												
玉山総合事務所総務課	完成																											1	
	出来形									1																1			1
	中間																												
小 計	完成	1		2	1	4	1	8	1	3	1	5	2	7	2	12	3	10	5	7	1	21	7	55	22	135	46	181	243
	出来形			1						1										3		1	6	1	11	2	13		
	中間	2		1		3		1		3		3		12		2		7		9			6		49		49		
	計	3		4	1	7	1	9	1	7	1	8	2	19	2	14	3	17	5	19	1	21	8	67	23	195	48	243	
合 計		3		5		8		10		8		10		21		17		22		20		29		90		243			
全検査に占める割合		1%		2%		3%		4%		3%		4%		9%		7%		9%		8%		12%		37%		100%			

※中間検査の件数は、指定部分検査を含む。

第4表 業種別完成検査集計表

業 種 (契約区分)	件数(件)	全件数に対する割合(%)	金 額(円)	総工事金額に対する割合(%)
土木一式工事	71	39.2%	4,405,855,300	35.5%
建築一式工事	16	8.8%	2,721,192,100	21.9%
電気工事	13	7.2%	531,610,200	4.3%
電気通信工事	0	0.0%	0	0.0%
管工事	17	9.4%	1,084,672,600	8.7%
鋼構造物工	1	0.6%	42,231,200	0.3%
機械器具設置工事	0	0.0%	0	0.0%
塗装工事	8	4.4%	126,388,900	1.0%
とび・土工・コンクリート工事	2	1.1%	22,383,900	0.2%
ほ装工事	10	5.5%	406,107,900	3.3%
消防施設工事	0	0.0%	0	0.0%
水道施設工事	42	23.2%	3,054,672,500	24.6%
その他工事	1	0.6%	21,965,900	0.2%
計	181	100%	12,417,080,500	100%

第5表 年度別完成検査集計表

業 種(契約区分)	年 度									
	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
土木一式工事	98	42.8%	97	50.5%	81	39.3%	88	42.7%	71	39.2%
建築一式工事	17	7.4%	24	12.5%	13	6.3%	18	8.7%	16	8.8%
電気工事	18	7.9%	14	7.3%	15	7.3%	14	6.8%	13	7.2%
電気通信工事	4	1.7%	0	0.0%	3	1.5%	1	0.5%	0	0.0%
管工事	43	18.8%	21	10.9%	19	9.2%	17	8.3%	17	9.4%
鋼構造物工事	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	0.6%
機械器具設置工事	8	3.5%	5	2.6%	6	2.9%	6	2.9%	0	0.0%
塗装工事	9	3.9%	6	3.1%	5	2.4%	6	2.9%	8	4.4%
とび・土工・コンクリート工事	2	0.9%	3	1.6%	0	0.0%	0	0.0%	2	1.1%
防水工事	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
ほ装工事	10	4.4%	13	6.8%	8	3.9%	8	3.9%	10	5.5%
造園工事	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
タイル・れんが・ブロック工事	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
屋根工事・建具工事	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
消防施設工事	0	0.0%	1	0.5%	1	0.5%	0	0.0%	0	0.0%
水道施設工事	40	17.5%	39	20.3%	39	18.9%	42	20.4%	42	23.2%
その他工事	5	2.2%	6	3.1%	2	1.0%	6	2.9%	1	0.6%
計	254	110.9%	229	119.3%	192	93.2%	206	100.0%	181	100.0%

(4) 評価結果について

ア 工事成績評定点の分布状況

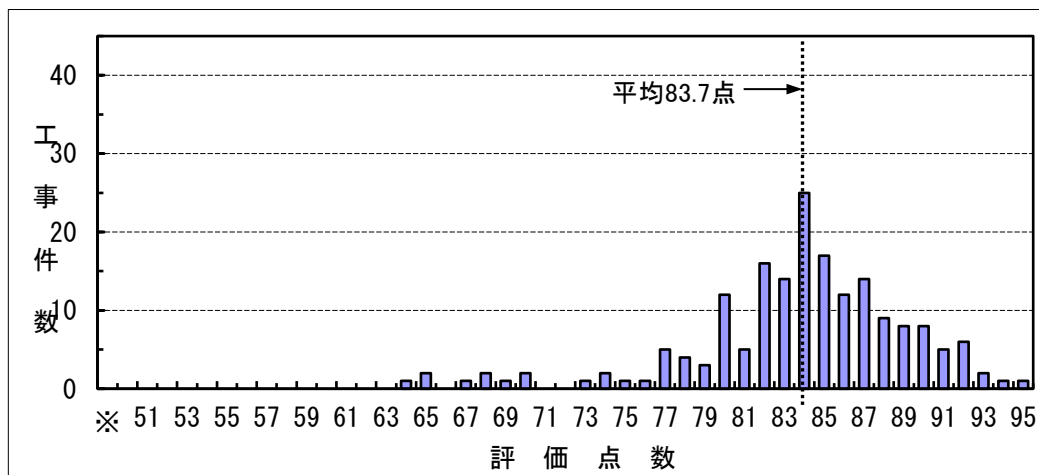
令和5年度の工事成績評定の平均点は、全工事では83.7点（令和4年度82.7点）、土木関係工事では83.9点（令和4年度82.9点）、建築関係工事では83.2点（令和4年度82.1点）であり、全体で昨年度を上回っている。（第2図参照）また、最高点は95点（令和4年度94点）、最低点は64点（令和4年度50点）である。

令和5年度の全工事の評価結果は、Aランク及び「Aランクではないが標準的な工事の中で優秀な工事」であるBランクを合わせた75点以上の工事が全体の93.4%（令和4年度91.2%）と前年度を2.2ポイント上回った。また、評価点が60点未満の「改善すべき事項が多い、又は改善すべき内容が重要である工事」は0件（令和4年度5件）であり、指名停止の措置がとられる50点に満たないものもなかった。（令和4年度0件）（第6表参照）

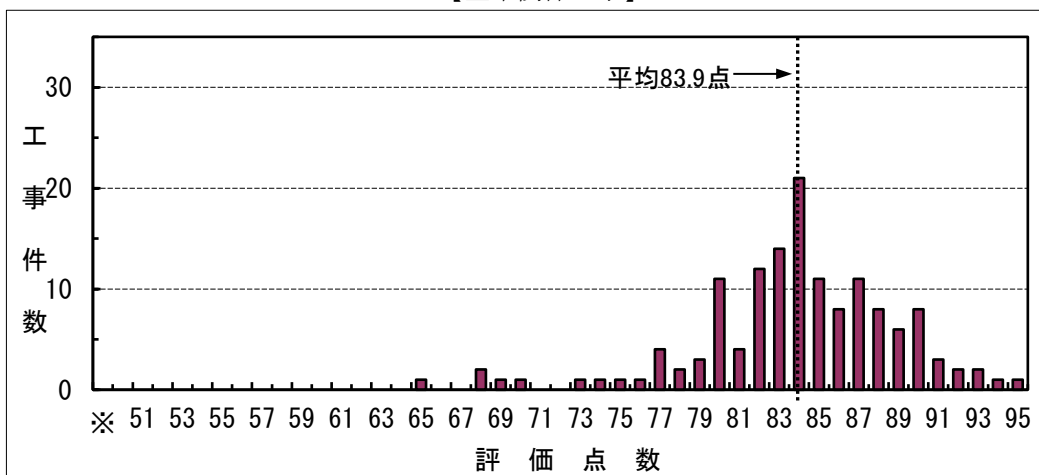
工事成績評定点の分布は第2図のとおりである。

第2図 工事成績評定点の分布

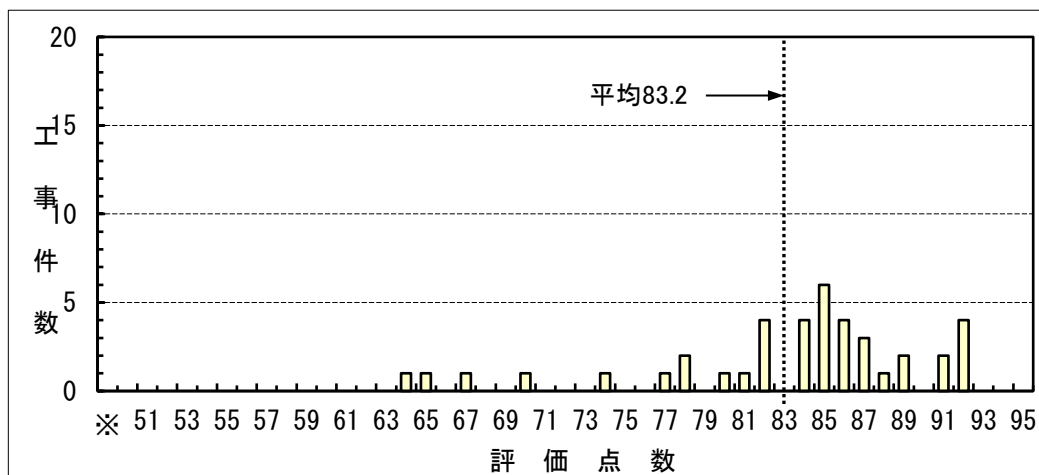
【全 工 事】



【土木関係工事】



【建築関係工事】



第6表 ランク別評定点集計表

【全工事】

区 分		判定件数		総合評価事項
ランク	評定点合計	件	割合	
A	85点以上	83	45.9 %	他の模範となる優秀な工事
B	75点以上85点未満	86	47.5 %	Aランクではないが、標準的な工事の中で優秀な工事
C	65点以上75点未満	11	6.1 %	標準的な工事
D	60点以上65点未満	1	0.6 %	Eランクではないが、今後改善すべき事項がある工事
E	60点未満	0	0.0 %	改善すべき事項が多い、又は改善すべき内容が重要である工事
計		181	100.0 %	

【土木関係工事】

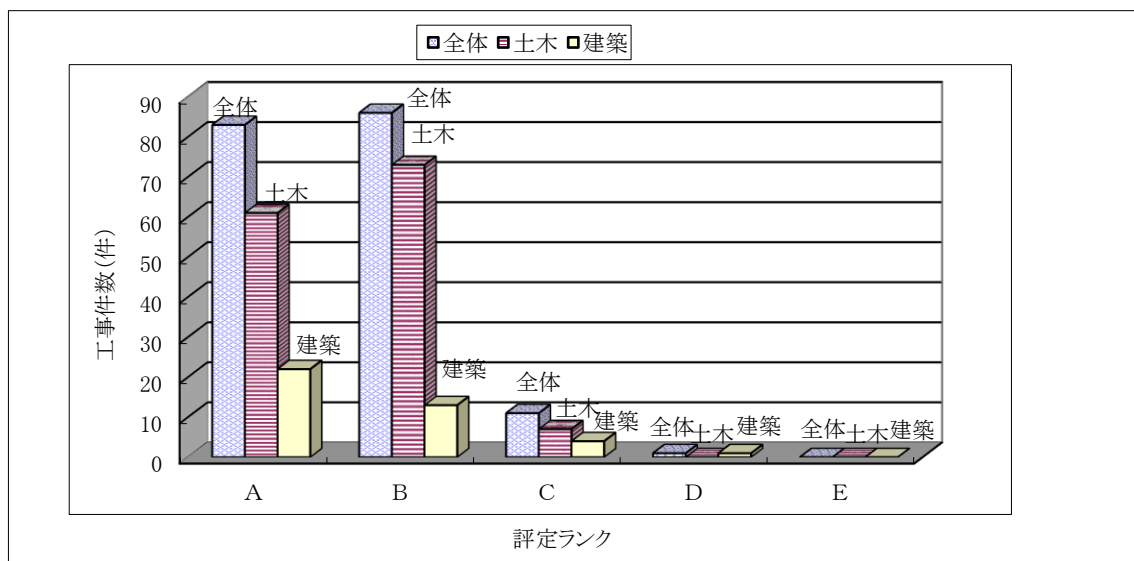
区 分		判定件数		総合評価事項
ランク	評定点合計	件	割合	
A	85点以上	61	43.3 %	他の模範となる優秀な工事
B	75点以上85点未満	73	51.8 %	Aランクではないが、標準的な工事の中で優秀な工事
C	65点以上75点未満	7	5.0 %	標準的な工事
D	60点以上65点未満	0	0.0 %	Eランクではないが、今後改善すべき事項がある工事
E	60点未満	0	0.0 %	改善すべき事項が多い、又は改善すべき内容が重要である工事
計		141	100.0 %	

※水道施設工事は、土木関係工事に含む

【建築関係工事】

区 分		判定件数		総合評価事項
ランク	評定点合計	件	割合	
A	85点以上	22	55.0 %	他の模範となる優秀な工事
B	75点以上85点未満	13	32.5 %	Aランクではないが、標準的な工事の中で優秀な工事
C	65点以上75点未満	4	10.0 %	標準的な工事
D	60点以上65点未満	1	2.5 %	Eランクではないが、今後改善すべき事項がある工事
E	60点未満	0	0.0 %	改善すべき事項が多い、又は改善すべき内容が重要である工事
計		40	100.0 %	

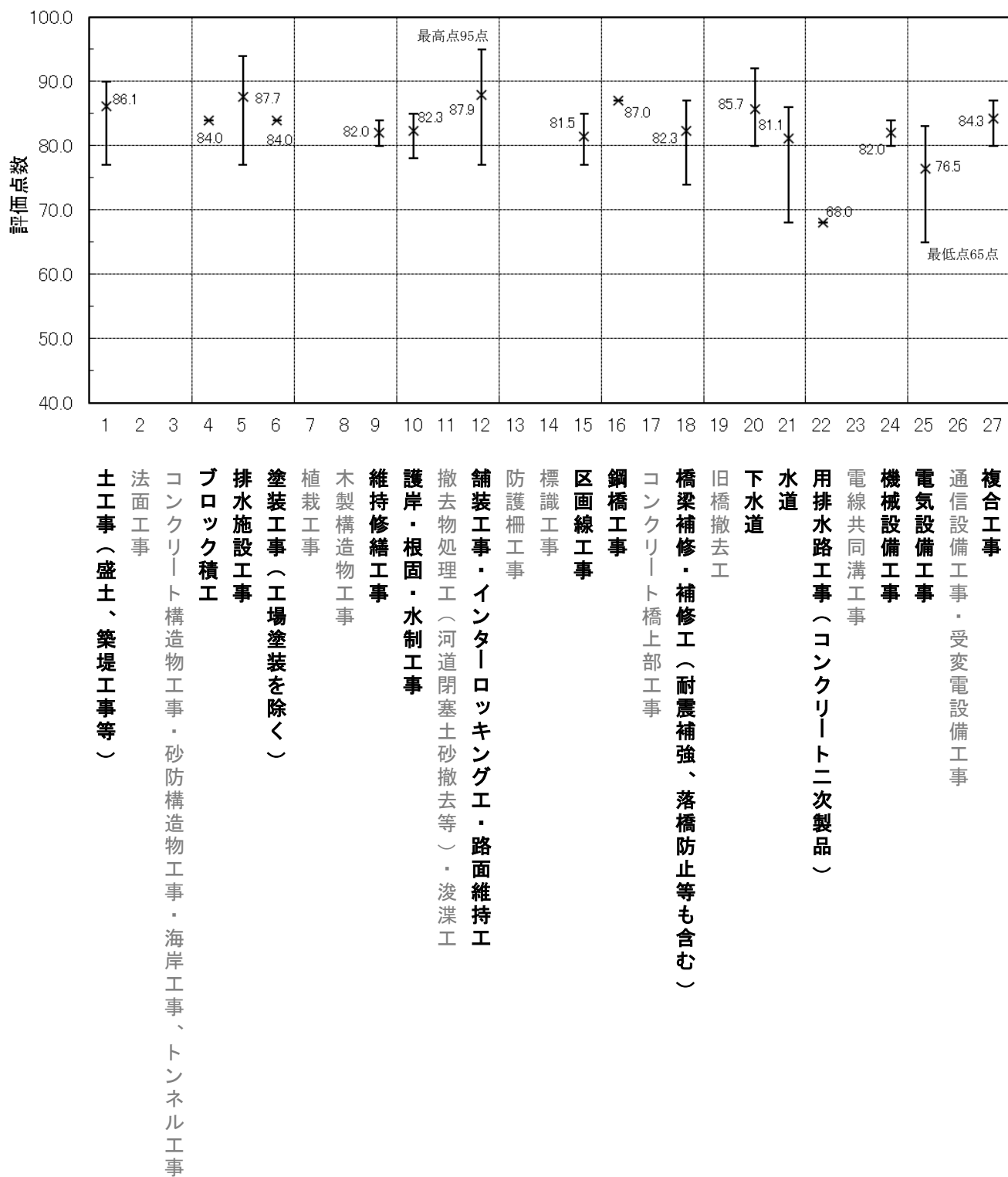
第3図 ランク別評定点の分布(全体・土木・建築)



イ 工種別評定点の分布

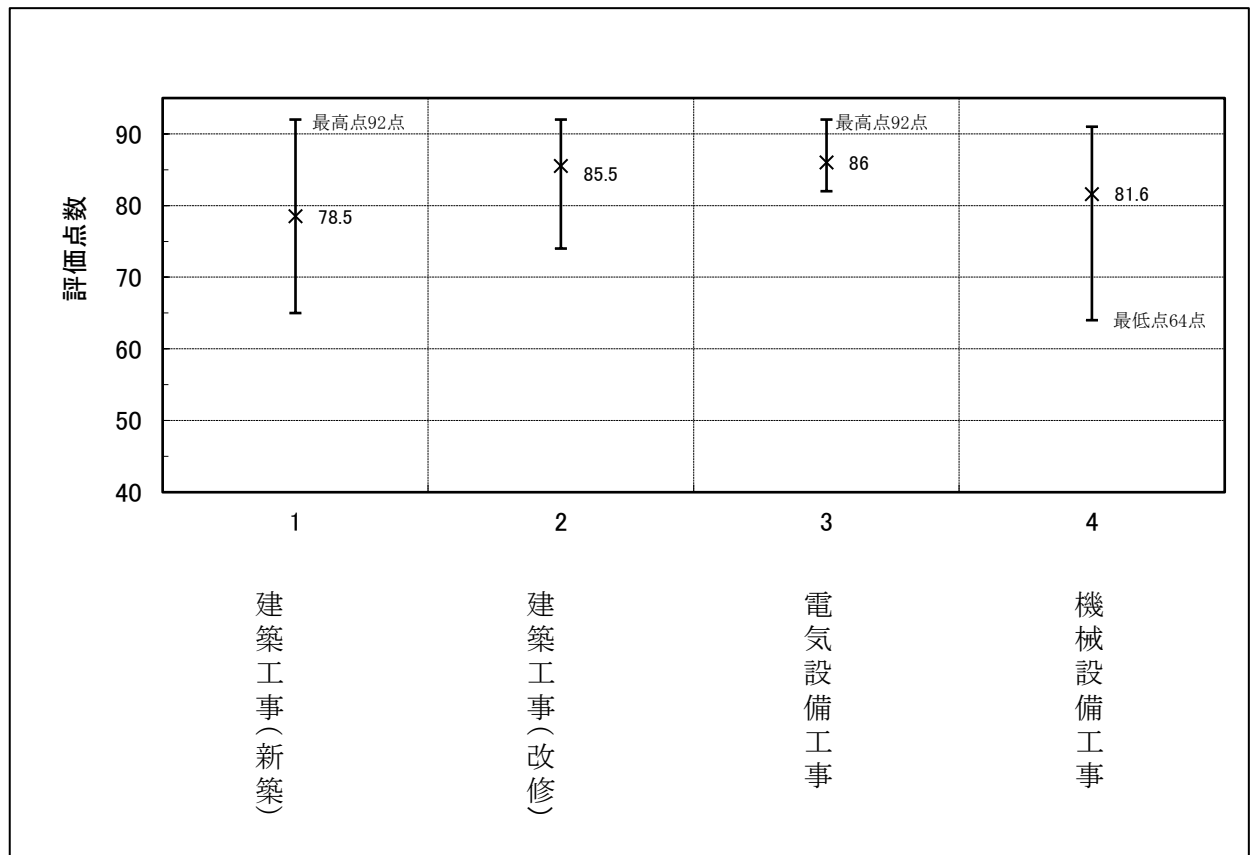
第4-1図 工種別評定点の分布(土木関係工事)

(×の数字はその工種の平均点)



第4-2図 工種別評定点の分布 (建築関係工事)

(×の数字はその工種の平均点)



(5) 各課別完成検査件数・契約額・工事成績等について

第7表 各課別完成検査集計表

		検 査 件 数	契 約 額 (円)	検 査 内 訳			工 事 成 績 評 定 平 均 点	執 行 検 査 実 施 率
				件 数		契 約 額 (円)		
環 境 部	廃棄物対策課	2	57,990,900	実施 委託	2	57,990,900	84.0	100.0%
農 林 部	林政課	2	33,055,000	実施 委託	2	33,055,000	86.0	100.0%
建 設 部	道路管理課	9	533,294,300	実施	9	533,294,300	84.3	100.0%
				委託				
	道路建設課	20	872,157,000	実施	20	872,157,000	82.3	100.0%
				委託				
	交通政策課	2	22,498,300	実施	2	22,498,300	82.0	100.0%
				委託				
	河川課	3	78,932,700	実施	3	78,932,700	77.5	100.0%
				委託				
建築住宅課	40	4,240,259,100	実施	40	4,240,259,100	82.0	100.0%	
			委託					
都市整備部	公園みどり課	5	100,380,500	実施	5	100,380,500	84.6	100.0%
				委託				
	盛岡南整備課	11	794,290,200	実施	11	794,290,200	86.6	100.0%
				委託				
	市街地整備課	6	370,558,100	実施	6	370,558,100	90.1	100.0%
				委託				
上下水道部	下水道整備課	23	1,359,782,600	実施	23	1,359,782,600	82.0	100.0%
				委託				
	下水道施設管理課	7	663,000,800	実施	7	663,000,800	84.4	100.0%
				委託				
	水道建設課	35	2,860,191,400	実施			82.6	0.0%
				委託	35	2,860,191,400		
	水道維持課	7	208,332,300	実施			82.3	0.0%
				委託	7	208,332,300		
浄水課	4	120,919,700	実施		10,282,800	78.5	0.0%	
			委託	4	110,636,900			
玉山総合 事 務 所	建設課	5	101,437,600	実施 委託	5	101,437,600	83.1	100.0%
計		181	12,417,080,500	実施	135	9,237,919,900	83.7	74.6%
				委託	46	3,179,160,600		

※出来高、中間検査は含まない

※請負金額130万円以上の工事が対象

4 考 察

(1) 減点対象工事について

令和5年度完成工事において減点対象工事が16件発生しており、令和4年度完成工事の10件に対して6件増加した。そのうちの15件（令和4年度8件）は事故によるものであり、内訳は、指名停止による減点が1件、口頭注意が1件、軽微な事故における口頭注意が13件であった。その他では設計図書に記載する基礎高さを誤ったまま施工したことによる減点もあり、受注者の適正な施工管理とともに、発注者である監督職員の適正な監督指導が望まれる。なお、指名停止による減点等の工事により全体工事の平均点を0.34点下げる結果となった。

令和5年度減点対象工事件数及び減点項目 ※は減点項目が2項目あった工事

減点項目	指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満（-15点）	口頭注意（-5点）	軽微な事故 口頭注意（-3点）	その他（-3点）	件数計	減点計
不適切行為	0件	0件	0件	1件	1件	3点
労災事故関係	1件	1件	13件	0件	15件	59点
合 計	1件	1件	13件	1件	16件	62点

(2) 総合評価落札方式による工事について

総合評価落札方式による工事は、令和5年度に契約した25件のうち23件（2件は令和6年度繰越）及び令和4年度に契約し令和5年度に繰越した7件（特別簡易型7件）の合計30件の完成検査を行い、この工事成績評価平均点は85.3点で、令和4年度と同工事評価平均点の86.0点を0.7点下回った。また、事故による減点工事が2件（-3点及び-5点）あり工事成績評価を下げる結果となった。

令和5年度総合評価落札方式による工事完成検査件数及び評価

総合評価落札方式	工事件数	請負総額	評価点数（平均）	減点工事件数
特別簡易型	30件	1,222,772,100円	85.3点	2件
簡易型	0件	— 円	— 点	0件
標準型	0件	— 円	— 点	0件
計	30件	1,222,772,100円	85.3点	2件

(3) 完成検査での主な指示事項

令和5年度の完成検査においては、181件の工事のうち3件の工事について指示を行った。

工事検査の指示等の件数

	検査件数	文書指示件数	口頭指示件数	その他	指示等無し	指示の割合
土木関係工事	141件	0件	1件	—	140件	0.7%
建築関係工事	40件	0件	2件	—	38件	5.0%
全 体	181件	0件	3件	—	178件	1.7%

口頭指示の主な内容は、設計図書と相違する施工について確認や完成図書の是正を求めたもの、軽微な補修等を指示したものである。

口頭指示における指摘内容の内訳

	指摘件数	構造物補修	効果の確認	調整の指示	その他指示
土木関係工事	1 件	0 件	0 件	—	1 件
建築関係工事	2 件	0 件	0 件	—	2 件
全 体	3 件	0 件	0 件	—	3 件

完成検査の実施にあたり、完成図書の提出期限を工期とは別に管理していると思われる受注者や監督職員が見受けられるが、工期は、現場での目的物の完成はもちろんのこと、構造物の適正な施工や品質を証明する工事写真や出来形管理、品質管理等の完成図書の提出も含めた期限であることから、適切な工程管理が必要である。また、工事完成時に受注者から提出される工事完成届の受理についても留意が必要である。

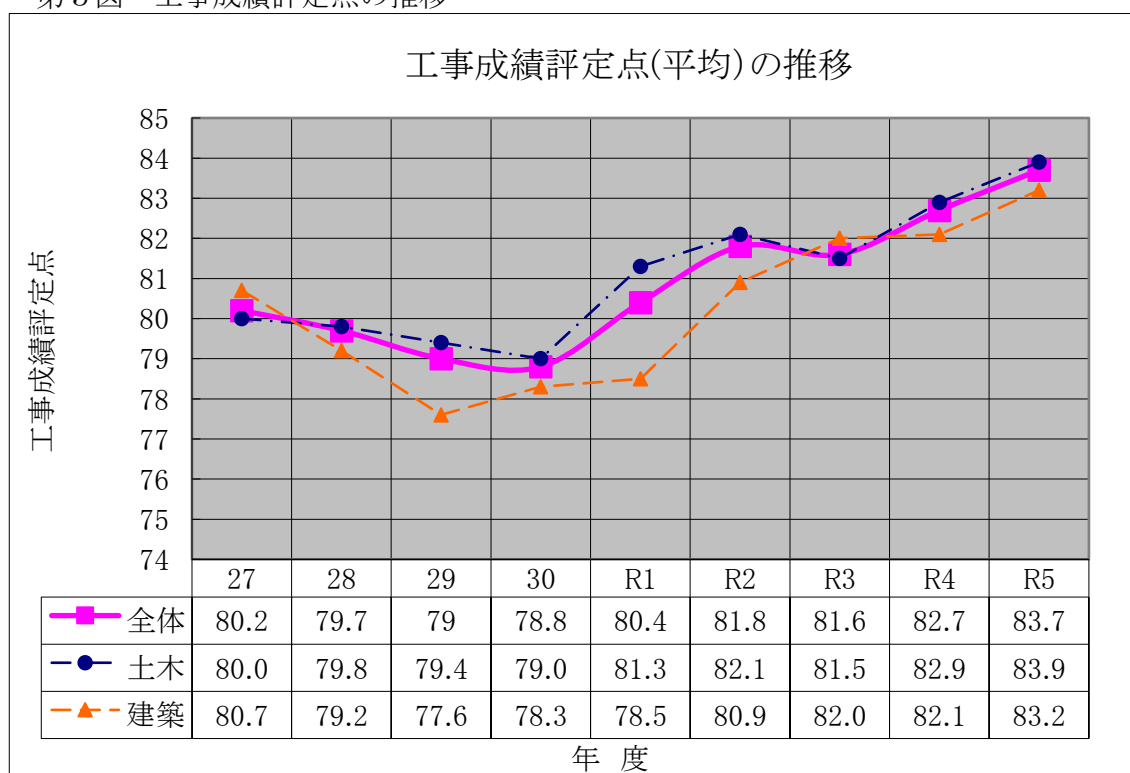
(4) その他の指摘事項

(3) のほか、検査時における指摘事項のうち、複数の工事について共通して指摘等を受けている内容を別表 (P19、20) に整理したので、今後の施工、監督等について参考にされたい。

(5) 工事成績評定点の推移

全体平均はこれまで概ね77点～80点の間で推移していたが、近年は上昇傾向にあり、令和5年度は83.7点であった。

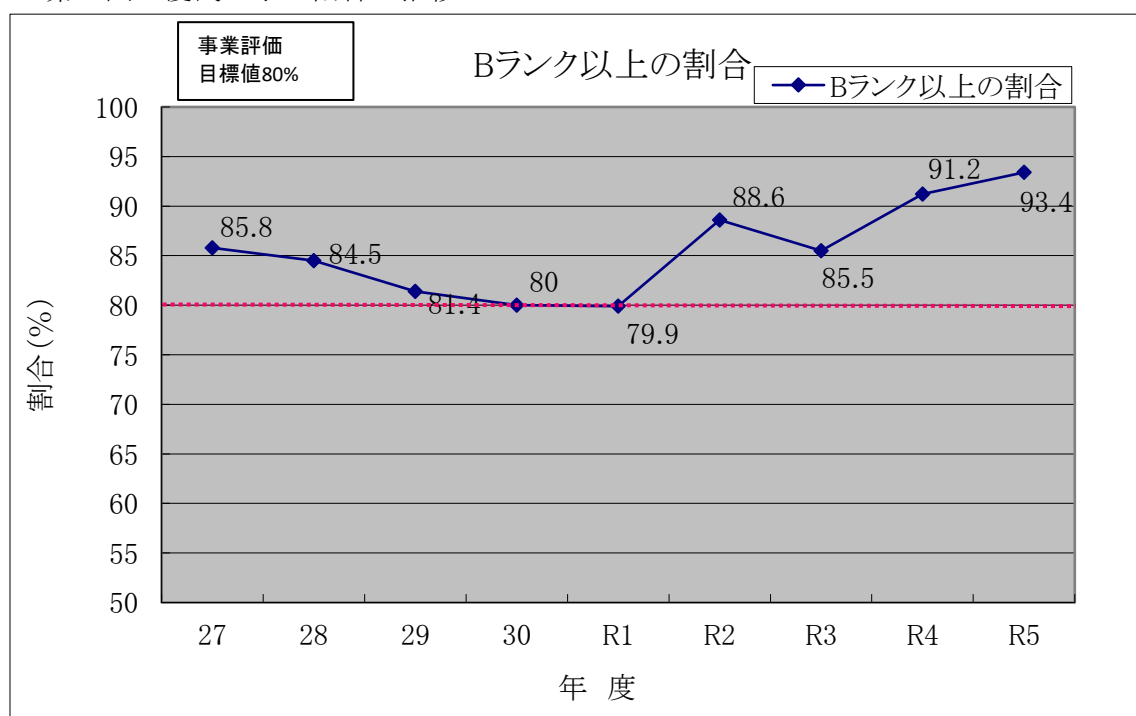
第5図 工事成績評定点の推移



(6) 優良工事（Bランク以上）の割合の推移

優良工事の割合は、年度毎に上下の変動はあるものの、令和5年度は、過去最高の93.4%となり、事業評価目標値である80%を三年連続で上回った。

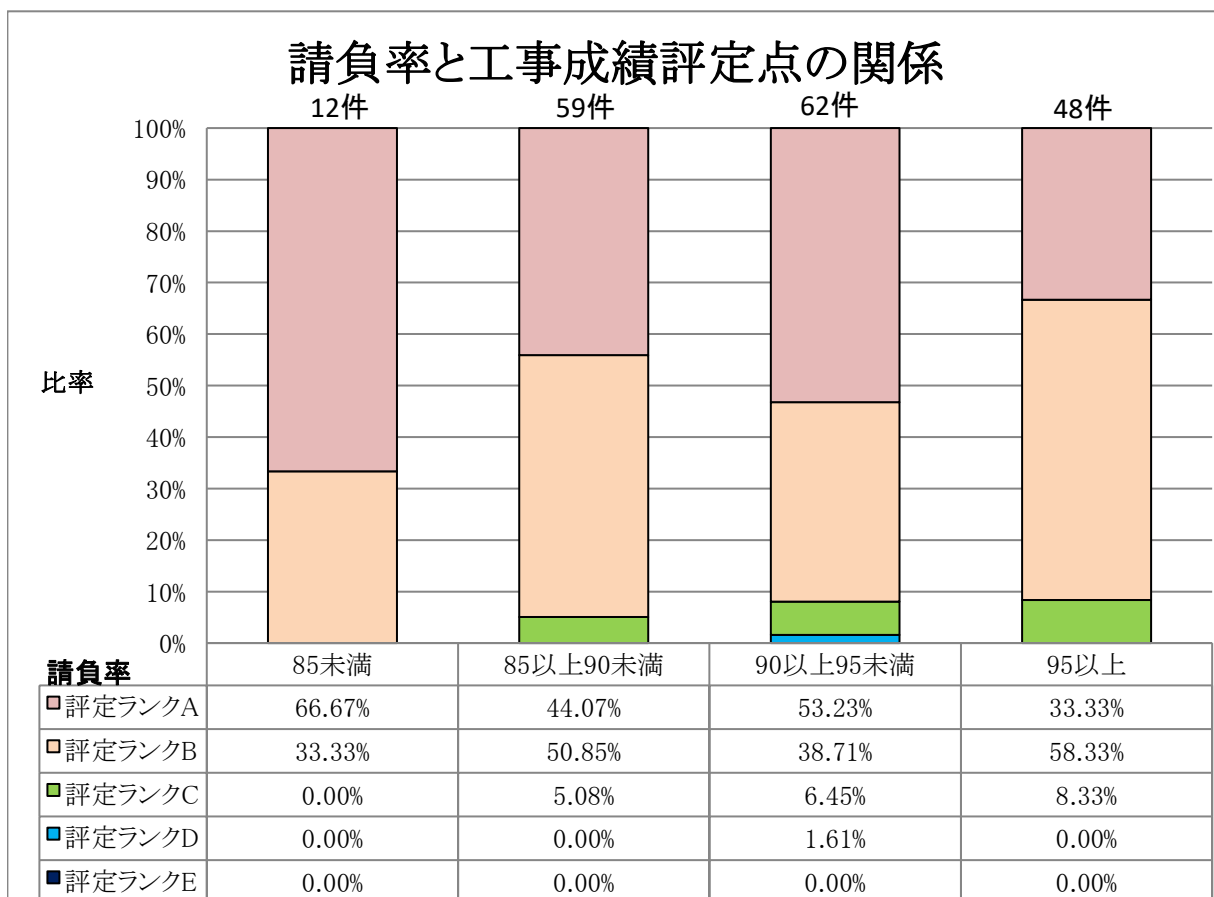
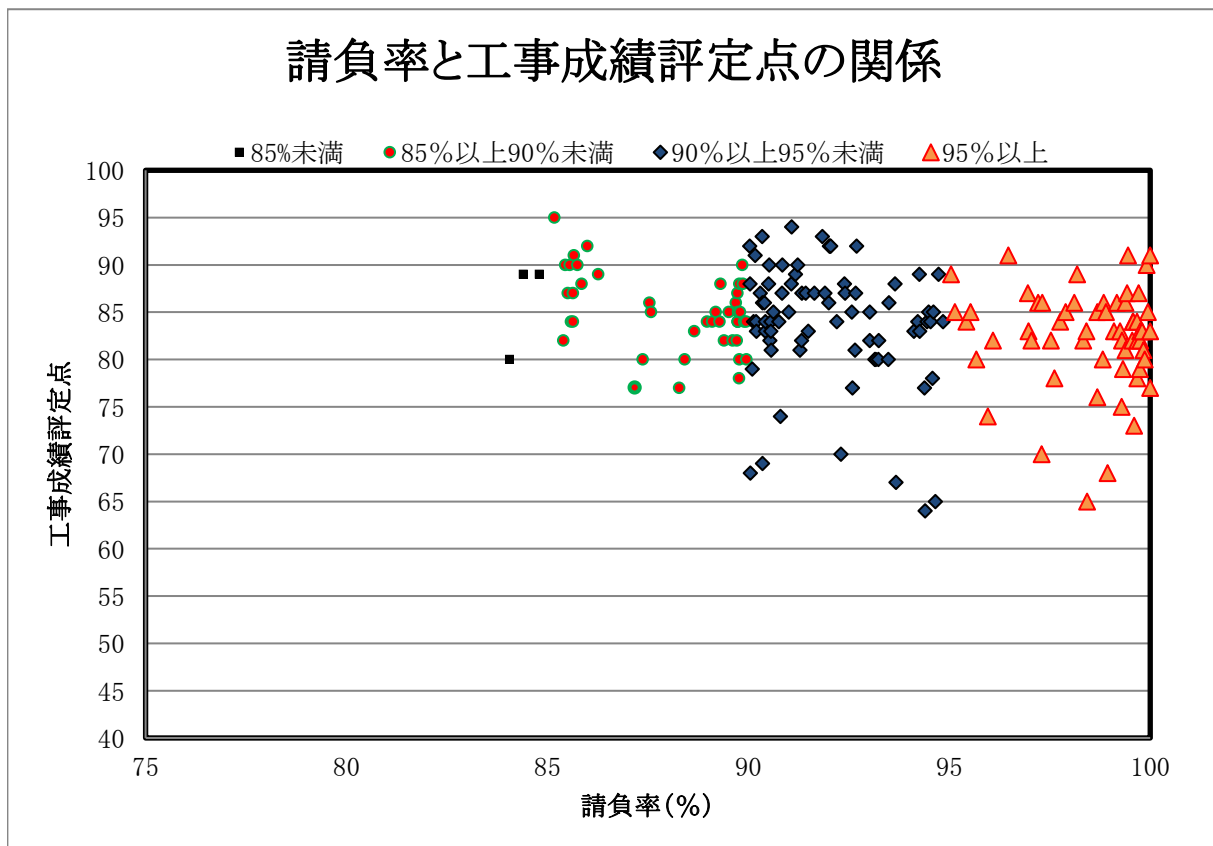
第6図 優良工事の割合の推移



(7) 請負率と工事成績評定点

当市において、請負率と工事成績評定点の間には、特に相関は見られない。

第7図 令和5年度工事請負率と評定点の関係



5 その他の検査

工事の適正な施工状況等を確認するため、財政部長が必要と認める中間検査を行なったほか、請負金額 130 万円未満の小規模な工事について契約の適正な履行を確認するため、完成検査を行った。

(1) 財政部長が必要と認める中間検査

請負工事検査要領第6第3項に基づき、施工中の工事に関し発注内容との大きな変更の有無、工程管理、建設業法等に定められた現場表示の実施状況、施工体制や施工状況、仮設の実施などについて土木工事 27 件、建築工事 6 件の計 33 件の工事を対象に行った。その結果、発注内容と大きく異なる施工などは見られなかったが、検査を実施した工事の約 42%にあたる 14 件の工事について延 18 件の改善を指示した。また、複数の指示を受けた工事が 6 件あった。

令和5年度中間検査指摘事項

指示内容	指示数	指示の割合	備 考
現場表示（建設業の標識）	4 件	22%	緊急時連絡表、施工体制関連の掲示等
現場表示（その他）	1 件	6 %	道路使用許可証の表示の推奨
安全対策	6 件	33%	通行人、通学者への安全対策等
工程管理等	6 件	33%	工程遅延、他工事との調整、フォローアップの実施等
施工管理	1 件	6 %	釘打ち箇所の再確認

(2) 小規模工事の完成検査

工事担当課で契約、検査を行っている請負工事金額 130 万円未満の工事については、請負工事検査要領第2第1項に基づき、契約検査課長が特に必要と認めた工事として、契約件数全 14 件のうち 5 件を対象に完成検査を実施し、設計内容と出来形及び施工内容の適合などについて現地並びに写真や書類等をもとに検査を行い、目的物の十分な完成を確認し合格とした。

令和5年度小規模工事完成検査実施結果

	報告工事件数	執行検査件数	執行検査率	指示等件数	指示工事率
130 万円未満の工事	14(0)件	5 件	36%	0 件	0%

※()は報告工事件数のうち水道施設工事件数

別表

項目	留意事項
1. 施工管理	協議書や指示書など図面や文章で記録を残すべきもの ① 設計図書と現場との照査について(契約書第 18 条) ・工事着手前の現場測量等の事前調査と立会いによる工事内容の確認結果、差異がある場合は、設計変更の対象となるので記録に残し適切な変更契約を行うこと。 ② 施工中の設計図書との差異 ・①同様 ・交通誘導員などを変更する場合にも変更協議書や指示書より行うこと。(交通誘導員の人数を、根拠なく出来高払いで設計変更している事例がある。) ③ 施工計画書について ・施工体制台帳及び施工体制図について、建設業法等の改正により公共工事については、下請金額の額にかかわらず下請負者がいる場合はすべて作成しなければなりませんので注意し指導してください。また、当初施工計画の時点では未定のものは決まり次第提出してください。 ・作業主任者の配置 作業主任者の配置が必要な作業がある場合は、配置並びに資格証明書(受講証明等)も提出してください。 ・イメージアップに関しては、具体的な実施計画のチェックを確実に行うこと。また工事評定に際しては、イメージアップで実施した内容は評定の対象としない。 総合評価の標準型、簡易型における技術提案も評価の対象となります。 ・その他、施工方法が現場の作業内容と違うものや管理基準の無いもの、誤っているものなど基本的な部分が適切でないものがありますので、監督員が指摘し是正させてください。 ④ 書類の日付等について ・工事各書類の日付の記入を確認し、所定の様式を使用してください。 ⑤ 工程管理について ・工期の変更については、受注者と協議の上、適時、適切に行う必要があります。 ⑥盛岡市工事請負契約約款第 6 条（一括委任又は、一括下請負の禁止） ・監督員は元請の下請負業者への実質的関与について確認してください。
2. 出来形	① 出来形図について ・出来形管理について設計値との比較のできないもの（受注者からの出来形図のみで、設計値の管理は総数で行われているなど）があります。 出来形管理においては設計値を明示し、それに対する実測値で管理するよう指導してください。(当初設計書に設計値の明示が無い場合は、現場の測定の結果などを基に協議し、設計値を明確にしておく必要があります。参照：1 の①の協議、指示を行うには施工図を作成させ、設計値を明確にする必要があります)。 ② 出来形値のばらつきについて ・規格値を満たすのは当然のことながら、規格値がゼロやマイナス管理の場合でも、設計値からの離れが大きければ評価は低くなります。 ③ 検査時に不可視となる箇所の写真について ・撤去する構造物等の数量が確認できる写真（As の厚さや面積、Co 構造物の断面積や延長、仮設道路の断面や鉄板の枚数、厚さなど）を提出してください。 ④工事写真撮影要領の撮影対象表に基づいた工事写真とすること。

3. 品質	① 材料承認について ・カタログの写しだけで、メーカーの社印の無いものがある。また、JIS や協会の認定品や認定工場などは資格を証明する(認定証)を添付が必要です。品質保証の期限が切れている場合があるので、期限の確認を行なうこと。 ② 区画線の品質管理について ・出来形数量はもちろん、塗布量や厚みなどの品質管理を元請け業者が行っていない。 ③ 資材の変更について ・現場使用資材と材料承認が一致しない。 設計と異なる規格の資材を使用する場合は事前に協議、承諾を得る必要があります。その場合は品質を示す資料を付けて材料承認の変更をしてください。 ④ 材料検収について ・材料検収には立会いを行い、その結果を書面に残すようにしてください。 検収を施工現場や設置後に行うなど不適切なものがあるので、工場または資材置き場で行い、規格に合ったものを現場に搬入するようにしてください。 ・資材の保管状況の写真を撮影してください。(Co 二次製品等は枕木を、塩ビ製品などは直射日光が当たらないように、石材は土砂や他のものと混じらないようになどの状況が判るように。)
4. その他	① 検査資料について ・工事図書などは検査前にそろえて提出してください。書類やテストピース等が検査に間に合わない。若しくは検査当日に持ってくる例があります。 ② 検査の立会について ・質問に対する受け答えは受注者の主任技術者若しくは現場代理人とします。 工事全般にわたり下請業者が答える(元請け業者が答えられない)ことがあります。 ③ 出来形の提出について ・当初、施工協議(1の①)を十分に行わず、施工終了後に出来形の報告を受け、そのまま変更を行っているものや、事前に出来形確認が行われていない事例が複数あります。 ④ 受注者との関係について ・発注者である市と受注者である請負業者の関係は対等なものですので、工事の内容の変更などについては協議、合意して決めていくもので監督職員が一方的に指示するものではありません。 良好な工事を施工するためには、適切なコンプライアンスを維持しながら良好な信頼関係を築くことが必要になりますので、留意してください。 ⑤ 減点について ・総合評価落札方式に係る技術提案書は設計図書となることから、技術提案の履行状況について検証するとともに、確実に実施してください。 万が一、技術提案が履行されない場合は、工事成績評定で減点となります。